

宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議（令和４年度第１回）

議事要旨

- 日 時 : 令和４年１０月２５日（火）１０：００～１２：００
- 場 所 : 文部科学省旧庁舎６階第２講堂（及びオンライン）
- 出席者 :
 - 【委員】 北澤座長、網中委員、内田委員、大橋委員、北居委員、九條委員、宍戸委員、宍野委員、戸松委員、中尾委員、西井委員、庭野委員、廣瀬委員、藤原委員、本多委員、峰委員、村上委員、村田委員
 - 【事務局】 合田文化庁次長、小林文化庁審議官、石崎文化庁宗務課長、ほか関係官
- 概 要 :
 - (１) 宗教法人制度の運用等に関する調査研究協力者会議の運営について
 - ・ 座長として北澤委員を選出した。
 - ・ 議事等の公開について、会議は非公開とし、議事要旨を作成することとした。また、会議資料は原則として公開することとした。
 - ・ 本会議により知り得た秘密に関しては、情報管理を徹底することとした。
 - (２) 宗教法人法第７８条の２（報告及び質問）について

事務局から配付資料について説明した後、意見交換が行われたところ、主な概要は以下のとおり。

<報告徴収・質問権を行使する際の一般的な基準の策定について>

 - ・ 報告徴収・質問権を行使する際には、法人について法令違反があり、著しく公共の福祉を害しているかがポイントになるため、その観点から、組織性・悪質性・継続性を考慮するのは的確である。一般的な基準を検討する際にも、組織性・悪質性・継続性、そして著しく公共の福祉を害するという点から基準の内容を絞りこんでいけばよいと考える。そもそも、宗教法人法第８１条第１項第１号の法令違反にいう法令が刑法等の刑罰法規に限られるという根拠はなく、個人の行為が法人と密接に関連しているかが重要である。
 - ・ 刑事事件ではなく民事事件を解散命令請求の判断の対象にする場合であっても、

宗教法人法に定める解散命令事由に該当するかどうかの厳正な事実の積み上げが必要である。報告徴収・質問権の行使により組織の運営を明らかにする中で、金銭問題をはじめとする民事事件を解明することは重要だが、所轄庁の求めを拒否した場合、過料しか課されないのであれば、報告徴収・質問権の適切な行使のためには相当な工夫が必要になる。

- ・ 特定の宗教団体の問題活動は、宗教法人全体の信頼性に関わる。宗教の原点に立ち返るべく、多くの人々の疑問や懸念を踏まえた丁寧な報告徴収・質問権の行使が必要である。

<報告徴収・質問権の行使と信教の自由との関係について>

- ・ 報告徴収・質問権を行使した時に「信教の自由の侵害」であると反論されても明確な理由とともに対応できるように、行使に当たっての一般的な基準や行使の具体的な在り方を考えることが必要である。
- ・ 信教の自由により、「個人が信ずる心」が保障されるのはよいが、その信教の自由を盾に、悪質な布教活動を行うことには問題がある。このことも踏まえた上での議論が必要である。
- ・ 戦前の宗教弾圧等を今も否定的にとらえる宗教法人も存在するため、一般的な基準を検討する際にも、信教の自由を侵さないような検討が大切である。

(3) その他

次回の会議は、11月8日(火) 10:00~12:00に開催することとした。

以上